

別紙 2（実施要領第 9 条関係） 財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設整備等の分類	財産の名称、構造等	
高品質果実栽培 施設（ハウス）	鉄管ハウス、角型ハウス等 (これらで補強したものを含む)	10年
機械	スマート農業関連機器	7年

※その他の財産処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定める期間を準用する。